

本庄市幹線道路景觀指導要綱

本 庄 市

○本庄市幹線道路景観指導要綱

平成18年1月10日

告示第196号

改正 平成20年9月19日告示第234号

平成24年12月7日告示第342号

(目的)

第1条 この要綱は、幹線道路の景観を保全し、美しいまちなみを形成することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、次に掲げる都市計画道路に面して新築、増築及び改築並びに再塗装する建築物の屋根及び外壁等に適用する。ただし、地区計画区域及び埼玉県景観条例（平成19年埼玉県条例第46号）第7条の規定による届出をしたときは、適用しない。

- (1) 都市計画道路 3. 3. 1 金鑽通り線
- (2) 都市計画道路 3. 4. 2 十間通り線
- (3) 都市計画道路 3. 4. 3 南大通り線
- (4) 都市計画道路 3. 4. 5 本庄駅南口前通り線

(基準)

第3条 この要綱の基準は、次のとおりとする。

- (1) 外壁等の色彩計画（柵等も含む。）として、地区の環境に調和したものとすることとし、刺激的な色調及び蛍光色を避けて、落ち着いた色を選定すること。
- (2) 緑化の推進として、道路に面する部分は、緑化に努めること。

(届出)

第4条 この要綱が適用される建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認申請前に、本庄市幹線道路景観指導要綱に基づく届出書（様式第1号）及び計画概要書（様式第2号）により都市整備部建築開発課に提出すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の本庄市幹線道路指導指針（平成14年本庄市告示第154号）の規定によりなされた、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年9月19日告示第234号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則（平成24年12月7日告示第342号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

本庄市幹線道路景観指導要綱に基づく届出書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

本庄市幹線道路景観指導要綱第4条の規定により、下記書類を添付の上、提出します。

添付書類

- ①計画概要書(様式第2号)
- ②案内図
- ③配置図、立面図(外構含む。)
(再塗装時はこれを写真等に代えることができる。)
- ④委任状(代理人によって手続を行う場合)

提出部数 2部

様式第2号(第4条関係)

計 画 概 要 書

1 建築物の地名地番及び主要用途

本庄市

用 途

2 建築物の外壁等の色彩計画

①屋根の色 材質

②軒先の色 材質

③外壁の色 材質

④そ の 他

3 外構の計画

①緑地計画 樹木の種類

高さ

本数

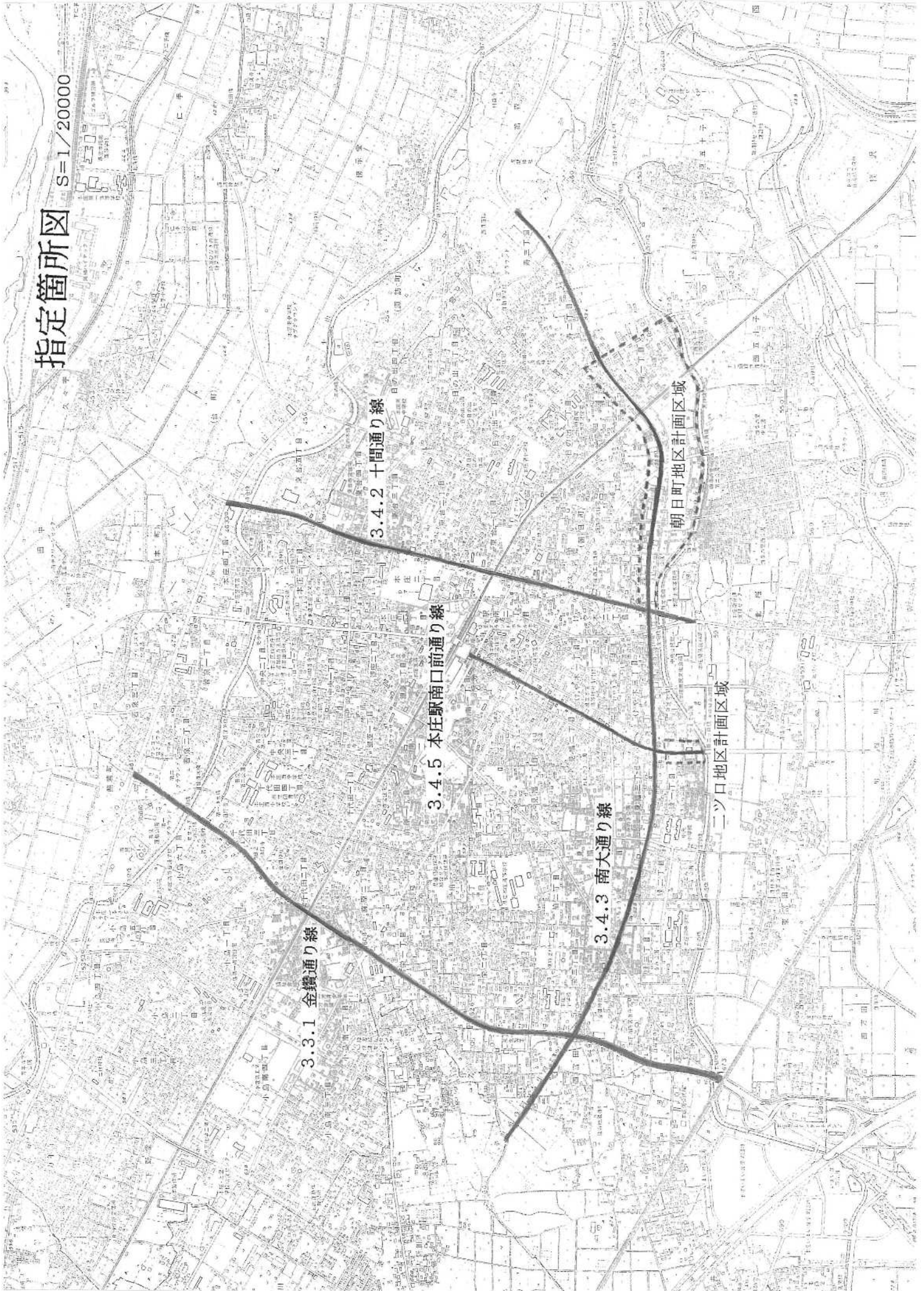
②柵 等 種類

高さ

色

指定箇所図

S=1/20000



3.3.1 金鑽通り線

3.4.2 十間通り線

3.4.5 本在駅南口前通り線

3.4.3 南大通り線

朝日町地区計画区域

二ツ口地区計画区域